

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和4年度住民税非課税世帯等に対して **1世帯あたり5万円**を支給します。
給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」の世帯
※世帯全員が住民税を課税されている人の被扶養者である場合は**対象外**となります。

令和4年1月～12月の収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和4年9月30日時点で平川市に住
民登録のある方は、平川市から**確認書**
又は申請書が届きます。（要返送）
※一部の世帯には、確認書に代えて「支給の
お知らせ」を送付する場合があります。

提出期限：令和5年1月31日

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期限：令和5年1月31日

申請時点で平川市に住
民登録のある方は
平川市に申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給時期：平川市が書類を**受理した日から2週間後**が目安です。

お問い合わせ（土・日・祝日、12/29～1/3を除く）

平川市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援
給付金コールセンター

 **0120-036-678**

受付時間 8:30～18:00

【受付窓口】
平川市役所本庁舎2階
福祉課福祉総務係
0172-44-1111

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

■ 支給のお知らせが届いた世帯※

※令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給しており、世帯構成の変更等がない世帯

- (1) **申請は不要**です。令和4年度非課税世帯等臨時特別給付金（10万円）の振込口座に振り込みします。
- (2) 振込先の変更を希望される場合や給付金の支給を辞退する場合は届出が必要となります。
- (3) 届出期限は令和4年12月8日（木）となります。

■ 確認書又は申請書が届いた世帯※

※令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給していない又は6月2日以降に転入者がいる世帯等

- (1) 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- (2) 確認書又は申請書の内容を確認し、必要事項を記入して、添付書類と一緒に同封の**返信用封筒でご返送**ください。（提出期限：令和5年1月31日）

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（平川市の場合）
単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合：137.8万円以下

- (1) 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- (2) 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、平川市福祉課福祉総務係へ直接又は郵送でご提出ください。（提出期限：令和5年1月31日）

※申請書は福祉課福祉総務係、尾上・碓ヶ関総合支所庶務係で受け取ることができます。また、市ホームページからダウンロードできます。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。
例）定年退職による収入の減少等



給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

原油価格・物価高騰対策助成金について

平川市では、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円）の対象となる世帯に対し、コロナ禍における原油価格・物価高騰等による家計負担を軽減するため、**1世帯あたり2万円**を上乗せ支給します。

- **給付金（5万円）の手続きを行うことで、助成金の手続きは完了**します。
- 給付金と同じ口座に振り込みます。